

鳥取縣公報

昭和十八年五月十四日
第千四百三十三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告 示
 - 産婆登録名簿訂正並取消者……………一頁
 - 動力摺摺業免許證下付……………三頁
 - 産婆登録名簿訂正者……………二頁
 - 産婆登録名簿取消者……………三頁
- 彙 報
 - 季節保育所を各部落に……………三頁
 - 今が定植の好期、胡瓜と茄子の作り方……………五頁
 - 桑皮の増産に就て……………六頁
 - 其の他……………

告 示

◇鳥取縣告示第百六十二號

産婆登録名簿ノ訂正並ニ取消者左ノ如シ

昭和十八年五月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

前本籍 鳥取縣東伯郡下郷村大字下大江一三四番地ノ一
新本籍 鳥取縣東伯郡下北條村大字松神七九一番一地

舊氏名 日 置 徳 子
新氏名 根 鈴 徳 子

昭和十八年四月九日婚姻ニ依リ本籍並ニ前姓日置ヲ根
鈴ニ變更ノ爲名簿訂正方出願ニ對シ同年五月四日訂正
住 所 鳥取市吉方七八番地岡垣一方

昭和十八年四月二十五日廢業ニ依リ同月二十六日付名

簿取消方出願ニ對シ同年五月四日取消

北村綾子

◇鳥取縣告示第百六十三號

昭和十八年五月十四日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下附セリ

鳥取縣知事 土肥米之

免許證番號	住 所	氏 名
一、四四六	八頭郡隼村大字見槻百五十五番地	岩成虎治
一、四四七	八頭郡河原町大字布袋二百九十七番地	岡村周一郎

◇鳥取縣告示第百六十四號

産婆登錄名簿訂正者左ノ如シ
昭和十八年五月十四日

鳥取縣知事 土肥米之

前住所 米子市栴町二丁目四六番地
新住所 西伯郡大山村字赤松一一五〇番地
昭和十八年四月一日轉住ニ依リ名簿訂正方出願ニ對シ同年同月二十八日訂正
桑名とも

◇鳥取縣告示第百六十五號

産婆登錄名簿取消者左ノ如シ
昭和十八年五月十四日

鳥取縣知事 土肥米之

住所 東伯郡下郷村大字下大江一六八番地
昭和十八年三月十八日廢業ニ依リ同月二十五日名簿取消方出願ニ對シ昭和十八年四月十七日取消
坂本久子

彙報

季節保育所を各部落に！

勞力對策と母子保健
決戦下劃期的驀進へ

大東亞戰爭完勝の爲、國を擧げてあらゆる分野に總力を傾倒して國力を發揮しつつある時、母子保健と勞力調整の方策として季節保育所の開設は統後對策中最も重要なものといはねばならぬ。

本縣に於ける季節保育所の開設は全國的にその嚆矢をなし、既に明治二十三年氣高郡美穂村に開設せられてより累年其の數を増して昨昭和十七年には開設數五百餘に及び、その貢獻するところ實に著しきものであるが、しかもこれが一段の普及と經營内容には尙幾多改善の餘地が認められるので、市町村は進んでこれが經營主体となつて國民學校、婦人會、男女青年團、農會、産業組合、寺院等

協力の下に、各部落毎に開設を目ざして最善の努力を盡し國家の要請に應へねばならないのである。

今や春季農繁期を目前に控えて、各農村では既にその開設につき計畫を進められてゐることと思ふが、なほ企畫されてゐない農村の爲に以下少しく季節保育所設置に關し記して計畫樹立の参考とする。

◆目的 農繁期の保育所は地方産業の繁忙期に於て手不足なる家庭の乳幼児を保育し、母親其他家族の勞働能力を高め、延いては農山漁村の生活向上を圖らうとするのであつて、母性の過勞を防止する母性保護、乳幼児をして俗患乃至危險より遠ざけて心身に即應した保育を行ふ兒童保護、乳幼児に心配なく作業の能率を擧げしめる經濟保護、及び我が國古來の美風たる近隣協同の隣保相扶を主目的とする。

◆經營主体 市町村が經營の主体となり、國民健康保險組合と密接なる關連を保ち、各種團體等の積極的協力の下に行ふを可とする。個人經營のものに於ては熱意は認められるが、負擔が餘りに過重であつたりして、永續性が乏し

く、婦人會經營の場合には非常に優秀な經營振りのものも多
いが、此の場合には時に幹部間の意見不一致等の爲に統制の
分裂を來す惧れがあり、國民學校經營の場合も優秀なる經
營のものが多く、恰も幼稚園の如き經營振りとなり、或
は場所を國民學校のみに限定されて離れた部落に於ては送
り迎へに手数を要することが多い。又農事實行組合の經營
の際は、共同炊事の併置等も行はれて可なり期待されるも
のがあるけれども、他の協力を得ることが困難であつて、
經營がとかく放任的となり易い缺點がある。従つてこれら
の經營による場合は充分注意してその弊害發生の除去に努
めねばならぬが、なるべく市町村が主体となつて、各方面
の協力を得て施設經營することが此等弊害を容易に除く方
法であらう。開設にあつては新規の施設を避けて既設建
物を利用し、經費は寄附金、補助金等を以て當て、出來得
る限り少額の保育料を徴集するやうにする要がある。

◇設置場所 忙しい時に遠い所まで子供を送り迎へし
たり、又は通はせたりすることは大變であるから、距離を
考慮してなるべく多數の保育所を開設する必要がある。場

所は乳幼児の集合に便利なこと、危険のないこと、衛生上
風紀上弊害のないこと等につき充分考慮せねばならぬ。

◇保 姆 幼兒は模倣性に富むものであるから、保
姆の教養、人格等がその保育する幼兒に重大な影響を及ぼ
すことはいふまでもない。幼兒の保育は物的設備ももとよ
り大切であるが、保姆に其の人を得ることは更に重要であ
る。しかし各部落に於ける季節保育所に於て優秀なる保姆
を得るといふことはなかく至難であらうから、部内に於
ける非農業家庭の婦人より適任者を委嘱し、婦人會員、女
子青年團員より交替して助手に當る等適當の方法が考へら
れる。

◇設 備 場所は前述の條件を整へた學校、寺院、
神社、會館、共同作業場、篤志者の宅、或は納屋等を適宜
選定し、室は乳幼兒の爲の午睡室を兼ね得る靜かな室と、
幼兒の食堂であり、休息場であり、雨の日の遊び場ともな
る室を要する。便所は既設のものを利用する場合は幼兒の
爲に便利なやう改造し、前に横木を渡し、跨ぎを狭くして、
足の位置を記す等注意を要する。屋外にも必ず一ヶ所の用

意がある。その他湯呑場、洗面所、給食場、履物脱場等都
合よく簡易に作る。

用具は遊び道具、教具、給食用具、醫療器具、藥品、掃
除用具等研究して設備されたい。

今が定植の好期

胡瓜と茄子の作り方

胡瓜や茄子の定植期となつたので、此處に一坪農場を目
標に定植から其の後の作り方を記して一般の参考に資する
こととする。

◇胡 瓜

一、本圃の整地

定植すべき農場を深耕して土塊を細く碎き、二尺乃至二
尺五寸巾の畦を作つて定植位置を定め、徑七、八寸の植
穴に基肥を施して土壌とよく混和し、生育剛強なものを
植付けて苗が活着するまで日覆をする

二、肥 料

昨今の肥料事情は金肥の入手が困難なため、基肥として
魚肥(頭や骨)を若干、人糞尿一貫、堆肥一貫、木灰六、
七百匁程度施し、定植後十五日程経つてから、人糞尿の
第一回追肥を行ひ、以後十日置位に一貫位宛二、三回施
す。

三、管 理

中耕、除草、土寄等を随時行ひ、盛果期に至つたならば
中止する。
摘心は側枝の發生が少い節成種には其の必要はないが、
側枝の多く發生する大胡瓜種は本葉四、五枚の時に摘心
して二本の側枝を發生せしめ、此の側枝が五六尺に達し
た時更に摘心する。

四、病虫害防除

最も被害の多いのは露菌病、青枯病、炭疽病等であるか
ら共に石灰ボルドー液を、又害虫は蚜虫、ウリバへ等で
あるからデリス劑、ニコチン劑及砒酸鉛を撒布して防除
する。

◆ 茄子

一、本圃の整地

定植すべき農場を深耕して土塊を細く碎き、三尺巾位な畦を作つて二尺置位に植穴を作り、之に基肥を施して土壌とよく混和し、生育強剛なものを定植するのであるが定植するに當つて深植にならないやう注意すると共に苗の活着するまで日覆をする。

二、肥料

基肥としては胡瓜と同様堆肥一貫、魚肥若干、人糞尿一貫、木灰六、七百匁程宛施し、三十日程経つてから人糞尿の第一回追肥を行ひ、以後二週間置位に一貫位宛二、三回施す。

三、管理

中耕、除草は適宜に行ひ堆肥又は敷藁等で防乾に努める。

四、病虫害防除

最も被害の多いのは立枯病、青枯病等であるから共に石灰ボルドー液を、又害虫はテントー虫(二十八星蚜虫)、

蚜虫、赤ダニ等であるから、テントー虫には砒酸鉛を、蚜虫、赤ダニにはデリス劑、ニコチン劑等を撒布して防除する。

桑皮の増産に就て

本縣割當數量二十二萬貫

桑皮の増産については昨年全國的に之が配給統制の實施以來相當の成果を收めたのであるが、本年は特に軍需並に國民の衣料資源として生産増強の必要が愈々緊切となつてゐるので、養蠶系統制團體及産業組合系統團體が實施主体となり、各方面の協力援助に依つて全國一千萬貫の生産を確保することとなり、本縣では中央の指示に基き四月二十日之が推進機關として、鳥取縣桑皮生産増強委員會を結成し、割當數量二十二萬貫を最少限度として生産の確保を期することとなつた。

然るにこの數量は昨年度の實績四萬二千貫に較べると實に五倍以上に當る大量であつて、之が確保は容易の

ないと思はるので、今回郡市及び町村に於ても速にハヤ推進機關を結成して右の實施主体はもとより、各町村農會學校、婦人會、翼壯年團支部等と協力の下に、桑條伐採期の極めて短い期間に於て最も有効適切に作業の進捗を圖ることとなつたので、各位の全幅的協力を切望する次第である。

◎ 茄子

(本年度生産目標)

郡市別	作付割當面積	生産目標
鳥取市	二〇〇反	一二〇千貫
米子市	三〇〇	一八〇
岩美郡	一七〇	七七
八頭郡	二〇〇	九〇
氣高郡	二四〇	一二〇

東伯郡	五〇〇	二五〇
西伯郡	六〇〇	三三〇
日野郡	二〇〇	九〇
計	二、四一〇	一、二五七

◎ 週報・寫眞週報掲載内容(五月十二日發行)

▼ 週報

- (卷頭言) 新比島建設へ前進
- 土木建築の競争体制
- 戦時下學徒体育訓練の強化
- 決戦下の結婚問題
- 敵國にある邦人の現状

▲寫眞週報

- 大元帥陛下大本營に親臨
- 新銳陸鷲の威容(天長節觀兵式)
- 大君に命捧げて
- △つはものは今日も戦ふ
- △海鷲は今日も米本土突撃路へ
- 私達の慰問袋に兵隊さん大喜び
- 陣中文藝―「あの日、馬ととも」
- 日滿華の若人南京に交驩
- 學徒の戦場大運動大會(東京)
- 連載「明るく戦はう」(八)
- △日婦會員の一日お母さんぶりを見學
- △繪本抱へて農村慰問に
- 漫畫「決戦四十八手内」その他

昭和十八年五月十四日印刷
昭和十八年五月十四日發行

鳥取縣 鳥取市 東町
發行所 鳥取縣 鳥取市 吉方町
印刷所 (西島19) 前田印刷所